

空家特措法の一部改正について【資料4】

○主な改正内容（令和6年2月14日改正）

- ・所有者責務の強化（改正法5条）
⇒国、自治体の施策に協力する努力義務を明記
- ・管理不全空家等への措置（改正法6条第2項第3号）
⇒放置すれば特定空家になる恐れのある管理不全空家に対し、自治体が指導・勧告（勧告を受けた場合、敷地の固定資産税が約6倍に増額）
- ・特定空家等の状態把握（改正法6条第2項第3号）
⇒市町村長に特定空家の所有者に対する報告徴収権を付与
- ・財産管理人による空き家の管理、処分（改正法14条）
⇒所有者不在の土地建物について、適正な管理が必要と認める場合、利害関係者の他、市町村長も選任請求が可能
- ・特定空家等の除去の円滑化（改正法22条第1項）
⇒命令等の事前手続きを経るいとまがない場合、緊急時の代執行が可能（ただし、所有者が存在する場合、勧告までは必要）
- ・空家等管理活用支援法人（改正法23条～28条）
⇒市町村長がNPO法人、社団法人等を支援法人に指定
⇒市町村からの情報提供を受け、所有者と相談対応（事前に所有者同意が必要）